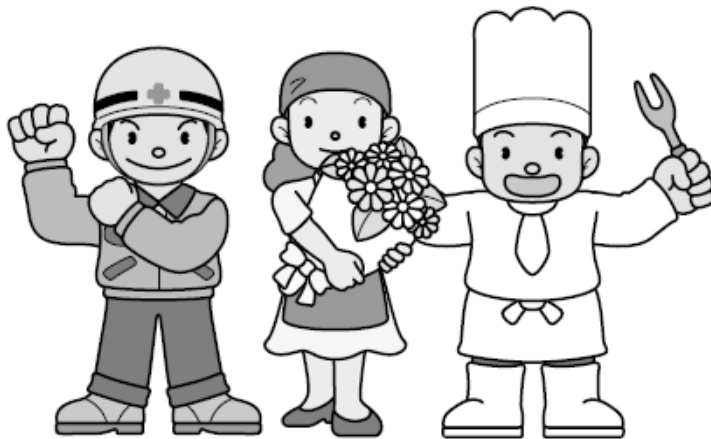


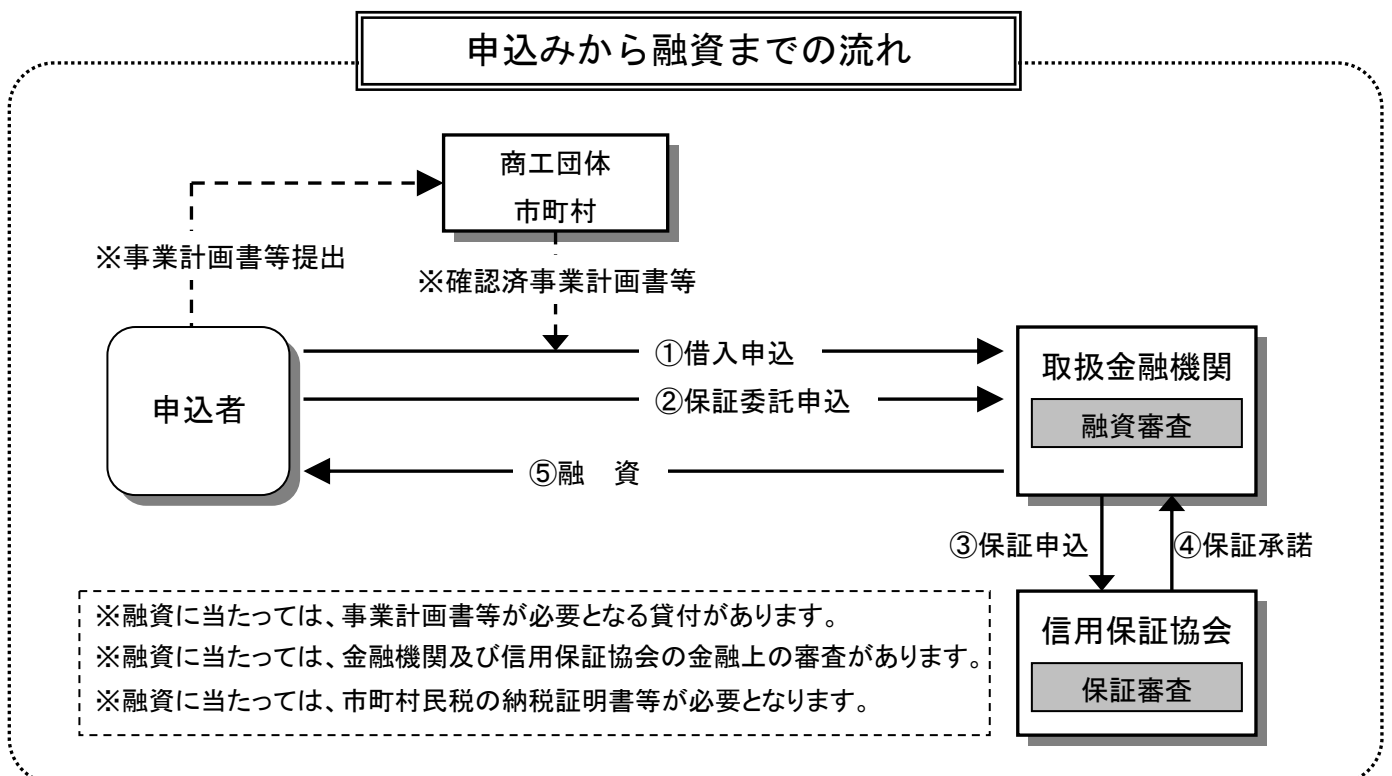
平成23年度 宮崎県中小企業融資制度の ご案内

宮崎県 商工観光労働部 商工政策課 金融対策室



<県の融資制度とは？>

中小企業者の皆様の経営安定や活性化を図るために、県と県内金融機関が協調して資金を出し合い、信用保証協会が保証を付したうえで、低利で融資が実行される公的融資制度です。



●●● 宮崎県中小企業融資制度 ●●●

資金名	融資対象者	融資限度額		融資期間		担保	添付書類 (注5)	
		設備	運転	設備	運転			
創業・新分野 進出資金	創業・新分野進出支援貸付	①新たに事業を開始する中小企業者及び組合 ②新分野へ進出する中小企業者及び組合	1億円 (1億円)	1億円 (1億円)	10年以内 (うち18月以内)		事業計画書等	
	企業立地促進貸付	①県の誘致企業 ②一定の投資・雇用が見込まれる事業者及び組合 ③東日本大震災の影響により工場等を新設する県外の事業者及び組合	20億円 (5億円)	2億円 (2億円)	15年以内 (うち36月以内)	7年以内 (うち12月以内)	必要に応じて要	立地協定書 又は 事業計画書等
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	通常の運転資金、設備資金を必要とする中小企業者及び組合	5千万円 (8千万円)	5千万円 (8千万円)	10年以内 (うち18月以内)			
	小規模企業経営安定貸付	1,250万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者	1,250万円 (1,250万円)		7年以内 (うち12月以内)	5年以内 (うち12月以内)		
	建設産業等支援貸付	①比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者	500万円		5年以内 (うち12月以内)		不要	
		②「中小企業等経営基盤強化支援事業」による助言を受けた中小企業者又は「建設産業支援対策事業」等による補助金の交付を受けた中小企業者	1,500万円		7年以内 (うち12月以内)	7年以内 (うち12月以内)	必要に応じて要	助言又は補助金の交付を受けたことを証する書面等
	経営再建等支援貸付	①信用保証付き融資を受けていて、借換により経営安定を図る中小企業者及び組合	5,000万円 (5,000万円) (追加資金を含め限度額以内)		10年以内 (うち18月以内)	10年以内 (うち18月以内)		
		②法的措置等により事業再生を図る中小企業者及び組合	1億円 (1億円)					事業再生に係る書面等
流動資産担保活用貸付	流動資産を担保に融資を受けたい中小企業者及び組合	-	1億円 (1億円)	-	1年以内 ※根保証の場合は延長可	流動資産	流動資産担保保証制度の所定資料等	
事業拡大資金	経済変動・災害対策貸付	①売上高又は利益が前年同期比5%以上減少している中小企業者及び組合	5千万円 (8千万円)	3千万円 (8千万円)			売上高又は当期利益の推移を確認できる資料等	
		②再生手続の開始申立等を行った事業者に対し売掛金債権等を有している中小企業者及び組合					対象業者との取引を証明する書類等	
		③災害復旧を行う中小企業者及び組合					被・罹災証明書等	
魅力的な商店・商店街支援貸付	①店舗・駐車場等の新增設、空店舗への移転等を行う中小事業者 ②大型店進出により、事業転換等を行う中小事業者 ③後継者対策(事業承継)を行う中小事業者 ④子育て関連施設や商店街整備等を行う中小企業者及び組合	5,000万円 (5,000万円)	10年以内 (うち18月以内)	7年以内 (うち12月以内)	必要に応じて要	事業計画書等		
							快適な環境・職場づくり支援貸付	①公害対策、環境対策を行う中小企業者及び組合 ②雇用の増加に伴う事業拡大を行う中小企業者及び組合 ③従業員向けの福利厚生施設又は職場環境改善に伴う施設整備を行う中小企業者及び組合 ④太陽光発電、低公害車等、LED照明設備を導入する中小企業者及び組合
緊急経営対策資金	セーフティネット貸付	中小企業信用保険法第2条第4項(1~8号)による認定を受けた中小企業者及び組合	5千万円 (8千万円)	3千万円 (8千万円)			セーフティネット認定書等	
	東日本大震災復興緊急対策貸付	東日本大震災法第128条第1項第1号又は第2号による認定を受けた中小企業者及び組合、ただし、平成24年3月31日までに貸付実行したものに限り	5千万円 (8千万円)	3千万円 (8千万円)	10年以内 (うち24月以内)	7年以内 (うち18月以内)	東日本大震災復興緊急保証認定書等	

融資利率

資金名		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
創業・新分野 進出資金	創業・新分野進出支援貸付	年1.8%		年2.0%	年2.2%	年2.3%	—		
	企業立地促進貸付	金融機関所定金利					—	—	
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	年1.9%	年2.1%	年2.4%	年2.6%	年2.8%	—		
	小規模企業経営安定貸付	年1.7%	年1.9%	年2.1%	年2.4%	—			
	建設産業等支援貸付	金融機関所定金利(年5.0%以下)					—		
	経営再建等支援貸付	借換資金	金融機関所定金利(年5.0%以下)					—	
		事業再生資金	金融機関所定金利					—	
	流動資産担保活用貸付	年1.9%	—					—	
経済変動・災害対策貸付	—								
事業拡大資金	魅力的な商店・商店街支援貸付	年1.8%		年2.0%	年2.2%	年2.3%	—		
	快適な環境・職場づくり支援貸付	年1.8%		年2.0%	年2.2%	年2.3%			
	みやざき地域資源活用貸付	年1.8%		年2.0%	年2.2%	年2.3%			
対策資金 緊急経営	セーフティネット貸付(1号~6号)	年1.6%		年1.8%	年2.0%	年2.1%	—		
	セーフティネット貸付(7号・8号)	年1.8%		年2.0%	年2.2%	年2.3%			
	東日本大震災復興緊急対策貸付	年1.5%		年1.7%	年1.9%	年2.0%			

保証料率

資金名	法人 個人	CRD 評点									
		0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100	
		0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100	
創業・新分野 進出資金	創業・新分野進出支援貸付	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
	企業立地促進貸付	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
経営安定・事業再生資金	経営安定貸付	年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%	
	小規模企業経営安定貸付	年1.85%	年1.65%	年1.45%	年1.30%	年1.15%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.40%	
	建設産業等支援貸付	年0.65%								年0.55%	年0.40%
	経営再建等支援貸付	借換資金	年0.55%								年0.45%
		事業再生資金	年1.65%	年1.50%	年1.30%	年1.15%	年1.05%	年1.00%	年0.80%	年0.60%	年0.45%
	流動資産担保活用貸付	年0.52%									
経済変動・災害対策貸付	—										
事業拡大資金	魅力的な商店・商店街支援貸付	年1.50%	年1.35%	年1.15%	年1.00%	年0.90%	年0.85%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	
	快適な環境・職場づくり支援貸付	公書・職場づくり資金	年0.65%							年0.55%	年0.40%
		新エネルギー資金	年0.65%							年0.55%	年0.40%
対策資金 緊急経営	セーフティネット貸付(1号~6号)	年0.55%									
	セーフティネット貸付(7号・8号)	年0.45%									
	東日本大震災復興緊急対策貸付	年0.50%									

- 注1 保証人は、法人の場合は原則代表者の方、個人の場合は原則不要です。
- 注2 信用保証協会の保証を付す融資の保証人については、次の場合に限り第三者保証人を徴求する場合があります。
- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
 - ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
 - ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）
- 注3 信用保証協会の保証を付さない融資における第三者保証人の徴求については、取扱金融機関の定めるところによります。
- 注4 小規模企業経営安定貸付は、信用保証協会に対する保証債務残高が1,250万円以内の場合に利用できます。
- 注5 添付書類とは別に、金融機関及び信用保証協会所定書類並びに市町村民税の納税証明書等が必要となります。
- 注6 県融資制度利用に際しては、原則として上記の利息及び保証料が必要となります。
- 注7 上記の利息及び保証料は、原則の利息等であり、お申し込みの内容によって異なる場合があります。
- 注8 保証料率は、原則として直近2期分の決算書及び申告書の財務諸表をもとに、上記のCRD評点区分により算定されます。

●お問い合わせ窓口

宮崎県		
金融対策室	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7097
日南県税・総務事務所	日南市戸高1-12-1	0987-22-2714
都城県税・総務事務所	都城市北原町24-21	0986-23-4518
延岡県税・総務事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-33-2862
宮崎県信用保証協会		
本所	宮崎市宮田町2-23	0985-24-8253
延岡支所	延岡市中央通3-5-1(商工会館内)	0982-34-8862

●申し込み窓口 (取扱金融機関(県内の各本支店・支社))

宮崎銀行	肥後銀行	高鍋信用金庫
宮崎太陽銀行	大分銀行	南郷信用金庫
三菱東京UFJ銀行	南日本銀行	宮崎県南部信用組合
西日本シティ銀行	宮崎信用金庫	熊本県信用組合
鹿児島銀行	都城信用金庫	商工組合中央金庫
福岡銀行	延岡信用金庫	

●事業計画書の提出窓口(商工会議所・商工会)

商工会議所		【都北地区】		【東臼杵地区】	
宮崎商工会議所	0985-22-2161	国富町商工会	0985-75-2211	木城町商工会	0983-32-2070
都城商工会議所	0986-23-0001	綾町商工会	0985-77-0017	川南町商工会	0983-27-0263
延岡商工会議所	0982-33-6666	中郷商工会	0986-39-0334	都農町商工会	0983-25-0200
日向商工会議所	0982-52-5131	三股町商工会	0986-52-2226	門川町商工会	0982-63-1514
高鍋商工会議所	0983-22-1333	山之口町商工会	0986-57-2016	東郷町商工会	0982-69-2075
日南商工会議所	0987-23-2211	高城町商工会	0986-58-2020	南郷商工会	0982-59-0106
小林商工会議所	0984-23-4121	荘内商工会	0986-37-0024	西郷商工会	0982-66-2023
串間商工会議所	0987-72-0254	山田町商工会	0986-64-2057	北郷商工会	0982-62-5895
西都商工会議所	0983-43-2111	高崎町商工会	0986-62-3131	諸塚村商工会	0982-65-1197
商工会		【県西地区】		【県北部地区】	
【中央地区】		高原町商工会	0984-42-1158	北方町商工会	0982-47-2046
清武町商工会	0985-85-0173	野尻町商工会	0984-44-1221	北川町商工会	0982-46-2039
田野町商工会	0985-86-0133	すき商工会	0984-48-2459	北浦町商工会	0982-45-2278
北郷町商工会	0987-55-3639	えびの市商工会	0984-35-1544	高千穂町商工会	0982-72-2350
南郷町商工会	0987-64-1125	【西都・児湯地区】		日之影町商工会	0982-87-2210
宮崎市生目商工会	0985-47-6827	新富町商工会	0983-33-1231	五ヶ瀬町商工会	0982-82-0072
佐土原町商工会	0985-73-2567	西都市三財商工会	0983-44-5107		
高岡町商工会	0985-82-0154	西米良村商工会	0983-36-1056		

※「創業・新分野進出支援貸付」、「企業立地促進貸付」、「魅力的な商店・商店街支援貸付」、「快適な環境・職場づくり支援貸付」を利用の際は、事前に商工会議所又は商工会へ「事業計画書」の提出が必要です。

●セーフティネット認定申請書の提出窓口(市町村)

宮崎市 商業労政課	0985-21-1792	三股町 産業振興課	0986-52-1111	都農町 産業振興課	0983-25-5721
都城市 商業観光課	0986-23-2983	高原町 まちづくり推進課	0984-42-2111	門川町 産業振興課	0982-63-1140
延岡市 商業観光課	0982-34-7833	国富町 企画財政課	0985-75-3112	諸塚村 企画課	0982-65-1116
日南市 商工課	0987-31-1169	綾町 産業観光課	0985-77-3464	椎葉村 地域振興課	0982-67-3203
小林市 産業振興課	0984-23-1174	高鍋町 産業振興課	0983-26-2015	美郷町 企画情報課	0982-66-3603
日向市 商工港湾課	0982-52-2111	新富町 まちおこし課	0983-33-6029	高千穂町 企画観光課	0982-73-1212
串間市 総合政策課	0987-72-1111	木城町 企画課	0983-32-4727	日之影町 地域振興課	0982-87-3910
西都市 商工観光課	0983-43-3222	西米良村 産業建設課	0983-36-1111	五ヶ瀬町 地域振興課	0982-82-1717
えびの市 観光商工課	0984-35-1111	川南町 総合政策課	0983-27-8002		

※「セーフティネット貸付」を利用の際は、事前に市町村へ「セーフティネット認定申請書」の提出が必要です。

※各種様式は宮崎県庁 金融対策室のHPからもダウンロードできます。

宮崎県庁 融資制度

検索



県中小企業融資制度「セーフティネット貸付(5号)」

セーフティネット貸付(5号)につきましては、平成23年度下半期についても、融資対象者の全業種拡大が継続されるとともに、円高への影響による融資対象要件の緩和がなされました。

1 融資対象者

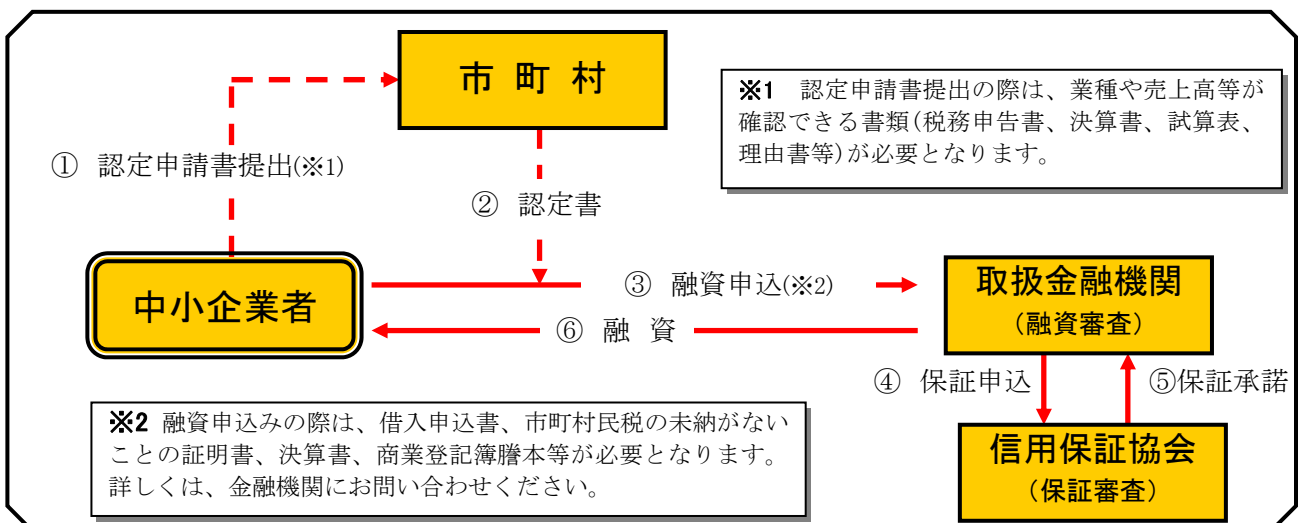
原則として全業種(農林水産業、金融業などを除く)に属する中小企業者又は組合で、次のいずれかの要件に該当する者

- ・最近3ヶ月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少していること
- ・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと
- ・円高の影響によって、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること

2 融資条件

項目	融資条件			
融資利率	3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下
	年1.60%	年1.80%	年2.00%	年2.10%
保証料率	年0.55%			
融資限度額	運転資金:3千万円(組合は8千万円) 設備資金:5千万円(組合は8千万円)			
融資期間	運転資金:7年以内(うち据置12月以内) 設備資金:10年以内(うち据置18月以内)			
保証人	法人:原則代表者要 個人:原則不要			
担保	必要に応じて要			
取扱金融機関 (県内本・支店)	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、三菱東京UFJ銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金			

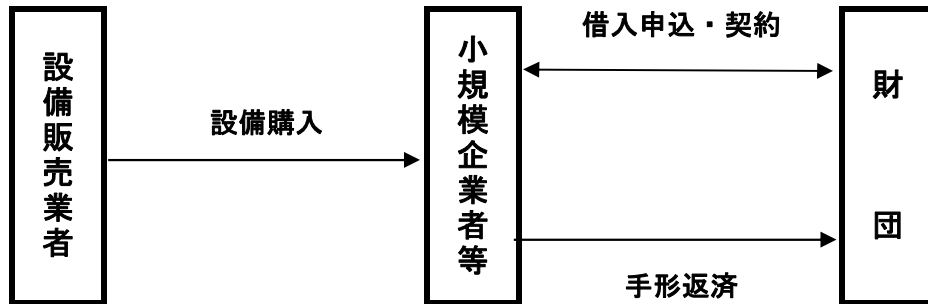
3 融資の流れ



問い合わせ先 : 宮崎県 商工政策課 金融対策室 (電話:0985—26—7097)

小規模企業者等設備導入資金貸付制度

小規模企業者等の皆様が創業又は経営基盤の強化を図るために設備を購入される場合、その設備資金の1/2以内を無利子かつ長期で融資する制度です。



対象設備

- ・経営基盤の強化のために必要な設備(土地、建物等は対象外です。)
- ・新品設備及び中古設備(残存法定耐用年数が3年以上のもの)

対象企業

- ・小規模企業者〔従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)〕
- ・常用従業員数21名以上50名以下(商業・サービス業は6名以上50名以下)の企業者については特認枠の協議により対象となります。

貸付条件

貸付率	設備価格の1/2以内(設備本体価格+消費税)
貸付利息	無利息
貸付額	50万円～4000万円
貸付期間	半年据置を含む7年以内
返済方法	原則として約束手形
連帯保証人	原則として2人(法人の場合は代表者を含む)で、次の条件を満たす人 <ul style="list-style-type: none">・県内に居住していること・保証能力をもっていること・社外の人で、申請者と生計が同一でないこと
担保	不動産担保(概ね貸付額500万円以上)若しくは譲渡担保

- 当該制度の利用者は、(財)宮崎県産業支援財団の専門的な知識・ノウハウなどを活用した経営支援を受けることができます。
- 上記内容は制度の概要です。詳しくはお問い合わせください。
- 融資にあたっては、金融上の審査があります。

お問い合わせ

(財)宮崎県産業支援財団 取引・設備支援課
TEL 0985-74-3850 FAX 0985-74-3950
E-mail: info-21@i-port.or.jp